

発信地表示システム運用管理要綱

平成14年12月3日

14川消指第570号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市と東日本電信電話株式会社が締結した「緊急通報用電話に係る通報者情報の提供に関する契約書」及び「覚書」に基づき、発信地表示システムの運用管理について必要な事項を定めるものとする。

(運用の基準)

第2条 発信地表示システムの運用基準は、次の各号に掲げるところにより、厳正に行うものとする。

- (1) 発信地表示システムは、人の生命、身体、自由又は財産に差し迫った危険からの回避の目的以外に使用してはならない。
- (2) 発信地表示システムによる電話加入者の氏名、住所及び電話番号等の情報（以下「通報者情報」という。）は、緊急避難活動以外の目的に使用してはならない。
- (3) 勤務員は、通報者情報を有効に活用し、的確な指令業務を遂行しなければならない。

(通報者情報の管理)

第3条 発信地表示システムによる通報者情報は、次の各号に掲げるところにより、管理の徹底を図るものとする。

- (1) 運用上知り得た通報者情報を蓄積もしくは、加工する等他への流用を行ってはならない。
- (2) 通報者情報は、外部に漏洩することのないよう、システム及び電子情報媒体による情報を厳重に管理しなければならない。

(発信地表示システム)

第 4 条 発信地表示システムは、検索制御装置、統計管理端末装置及び周辺通信機器とする。

(発信地表示システムの点検)

第 5 条 発信地表示システムは、次の各号に掲げるところにより、点検を実施し、運用の万全を期するものとする。

(1) 通常点検

発信地表示システムの統計管理端末装置は、毎日 9 時 0 0 分の引継交代時に外観点検及び照会履歴一覧画面を起動し、照会履歴を画面に表示し正常に機能していることを確認する。

(2) 定期点検

毎週火曜日 9 時から、消防局 5 階コンピュータ室に設置されている、発信地表示システムの検索制御装置及び各種周辺通信機器の外観点検、並びに検索制御装置の運用管理コマンドメニューから、状態表示及びエラー履歴を表示し、機能点検を実施する。

(照会書の作成及び送付)

第 6 条 発信地表示システムの通報者情報を利用した場合の事務処理は、次により行うものとする。

(1) 通報者情報を利用した場合は、毎月照会事項を取りまとめ、翌月の 7 日までに、別紙により、照会書を作成し東日本電信電話株式会社神奈川支店長あてに送付する。

(2) 照会事項の印刷は、発信地表示システムの統計管理端末装置から半月に 1 度行う。

(3) 照会書の作成及び送付事務は、奇数月に指令第 1 係、偶数月に指令第 2 係が担当し、処理する。

附 則

この要綱は、平成14年9月1日から施行する。

別 紙

川消指第 号

平成 年 月 日

東日本電信電話株式会社

取締役 神奈川支店長

* * * * 様

川崎市消防局警防部

指令課長

通報者情報の照会書について（送付）

標記について、119番通報受信時に緊急に通報者情報を得る必要があったため、覚書に基づき、発信地表示システムを使用して、通報者情報の照会を別紙のとおり行いましたので送付します

1 照会年月日

平成 年 月 1日 から 平成 年 月 日 まで

2 照会件数

件

3 照会事項

別紙のとおり

以上

事務担当 消防局警防部指令課 担当者

T E L *** - *** - *****